

30精企第 112 号

平成30年10月26日

精華町町名地番住居表示審議会

会長 武田宏治様

精華町長 木村 要

狛田駅東地区の町名、地番、住居表示について（諮問）

精華町町名地番住居表示審議会設置条例（昭和61年条例第9号）第2条の規定に基づき、町の考えを示し、次のことについて諮問します。

諮 問 事 項

1. 実施区域について ……資料6（2）
2. 表示方法について ……資料6（3）
3. 実施区域の町割について ……資料6（4）
4. 実施区域の丁割について ……資料6（5）
5. 実施区域の町名について ……資料6（6）